

平成30年度大学教育再生戦略推進費
「大学の世界展開力強化事業」審査基準

平成30年3月9日
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会

大学の世界展開力強化事業審査要項（以下「審査要項」という。）に基づき、同事業の審査（タイプA、タイプB）において、審査項目ごとの審査基準等を以下のとおり定める。

I. 審査部会における審査

審査部会は、書面審査、面接審査及び合議の審査により、選定候補（案）を決定する。

なお、審査に当たっては、日米両国の将来的発展に対する貢献の可能性についても考慮するものとする。

1. 書面審査

（1）書面審査の評点

書面審査は、審査要項に定める審査項目ごとに、以下の5段階の区分により判断することとする。

評点区分	評価
a	非常に優れている。
b	優れている。
c	妥当である。
d	やや不十分である。
e	不十分である。

なお、書面審査の評点の取扱については別紙のとおりとする。

（2）各評点の所見等

ア. 書面審査の所見は、審査部会における合議審査の際、極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄に記入すること。

特に、下記「(3) 書面審査項目と審査の観点」の各項目の評点で「c」以外の評点を付した場合は、どの点が優れているのか、または、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。

イ. 計画調書の記載の不備、誤記入等により判断できない場合は、評点を「e」とし、その具体的な理由を必ず「コメント」欄に記入すること。

（3）書面審査項目と審査の観点

書面審査は、以下の審査項目に沿って行い評点を付すこと。なお、各審査項目の審査に当たっては、これまでの交流実績を踏まえた実現可能性や事業計画の実施にいたる手順・時期等の明確性、さらに補助期間終了後も継続的かつ発展的に実施されることが期待できるなど、将来への発展性を評価して、審査を行うこと。

(タイプA：交流推進プログラム)

審査項目① 質の保証を伴った交流プログラムの目的と内容

【計画調書 様式1を中心に評価】

交流プログラムの趣旨や内容が本プログラムの目的と合致し、また、将来的に我が国の大学の教育研究活動の発展や国際競争力の強化につながるようなものとなっているかについて、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

●交流プログラムの目的

- 観点① 国民にとって分かりやすい具体的な目的・目標が設定されているか。
- 観点② 養成しようとする人材像が明確に設定されているか。
- 観点③ アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標が設定されているか。

●交流プログラムの内容

- 観点④ 質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組が設定されているか。
- 観点⑤ 将来の両国間における連携強化と大学間交流促進に繋がる内容となっているか。
- 観点⑥ 我が国の大学間交流促進の牽引役となるような先導的な事業計画であり、大学の中長期的なビジョンのもとに戦略的な交流プログラムが計画されているか。
- 観点⑦ オンラインを活用した教育の様々な手法を取り入れながらCOIL型教育を活用した質の高い国際的かつ協働的な教育活動を充実することに加えて、学生の派遣・受入の事前・事後にCOIL型教育を活用する等により、留学の効果の増大・持続、継続的な海外相手国学生とのネットワーク形成に資する先導的な交流プログラムを構築・実施するものとなっているか。
- 観点⑧ 海外相手大学と協働して単位の相互認定や共通の成績管理を実施するなど、質の保証を伴った双方向の交流等を促進する内容となっているか。
- 観点⑨ 将来グローバルに活躍できる人材像とそれに基づく交流プログラムの設定や提供（学生に対する企業等におけるインターンシップ機会の提供や体験活動の実施を含む）を行うものとなっているか。
- 観点⑩ 多様な学生に交流プログラムへの参加の機会を提供できるよう、必要に応じ我が国の大学（短期大学を含む）や高等専門学校と連携して事業を行うものとなっているか。

●質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成

- 観点⑪ 相手大学が公的な認可等（相手大学の所在国における適正な評価団体からのアcreditation、IAU(International Association of Universities)のWHED(World Higher Education Database)掲載大学であること等）を受けている大学であるか。
- 観点⑫ 透明性、客觀性の高い厳格な成績管理（コースワークを重視したカリキュラムの構成、GPAの導入や教員間の相互チェックなど）、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修過程と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視しているか。
- 観点⑬ 単位の付与・相互認定、学位授与に至るプロセスが明確になっているか。
- 観点⑭ 海外相手大学における単位制度（授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等）、学生の履修順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について留意がなされ、交流するプログラムの内容に応じたサポートの実施等により、学生の履修に支障がないよう配慮されているか。

- 観点⑯ C O I L 型教育を活用しつつ、短期交流から長期交流まで、様々な形態による多層的な構成で、大学間交流の発展に繋がるような柔軟で発展的なプログラム構成となっているか。
- 観点⑰ 国際公募による外国人教員の招聘や海外大学での教育経験又は国内外の大学で英語等による教育経験を有する日本人教員の配置、海外相手大学との教員交流、F D等による教育力の向上など、質の高い教育が提供されるよう交流プログラムの内容に応じた教育体制の充実が図られているか。
- 観点⑱ ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリーの設計に当たっては、中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキンググループ「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」（平成26年11月）を踏まえたものとなっているか。

審査項目② 達成目標

【計画調書 様式2を中心に評価】

事業を実施するに当たり設定した達成目標が、事業の内容、規模等を踏まえた適切なものとなっているか、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

●達成目標

- 観点① 国民にとって分かりやすい具体的な目標が設定されているか。（再掲）
- 観点② 養成しようとする人材像が明確に設定されているか。（再掲）
- 観点③ アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標が設定されているか。（再掲）
- 観点④ 将来の日米関係を見据え、両国間の連携強化に資する目標が設定されているか。
- 観点⑤ 質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組が設定されているか。（再掲）
- 観点⑥ C O I L 型教育手法を活用した授業科目数について適切な目標が設定されているか。
- 観点⑦ C O I L 型教育の受講者数について適切な目標が設定されているか。
- 観点⑧ 日本人学生の派遣数について適切な目標が設定されているか。
- 観点⑨ 外国人学生の受入数について適切な目標が設定されているか。
- 観点⑩ 一定の外国語力基準をクリアする日本人学生数について適切な目標が設定されているか。
- 観点⑪ 本事業へ参加する学生に修得させる具体的能力が設定されているか。
- 観点⑫ 海外相手大学との単位互換について適切な目標が設定されているか。

審査項目③ 外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備

【計画調書 様式3を中心に評価】

交流プログラムを実施するに当たり、受け入れる外国人学生及び派遣する日本人学生に対する環境整備がなされているかについて、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

- 観点① 学生へのサポートが円滑及び適切になされるよう、関係大学間に十分な連絡・情報共有体制が整備されているか。

- 観点② 外国人学生の在籍管理のための適切な体制が整備されているか。
- 観点③ 受け入れた外国人学生に対し、履修指導、教育支援員・TA等の配置、学内外での諸手続き支援、カウンセリング、宿舎、学内各種資料の翻訳、就職支援等のサポート体制の充実が図られているか。
- 観点④ 日本人学生に対して、派遣前から留学中、帰国後にわたり、履修指導、交流に関する情報の提供、相談サービスの実施、就職支援等のサポートが推進されているか。
- 観点⑤ 単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違・時差等について、学生の履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられているか。
- 観点⑥ 大学間交流の発展に向け、参加学生の同窓会の立ち上げ等、卒業・修了後の継続的サポート体制の構築等が図られているか。
- 観点⑦ 留学中の学生の安全管理に関する体制や、緊急時、災害時に学生をサポートするリスク管理への配慮が十分になされているか。
- 観点⑧ 国内外でのインターンシップ等による企業体験の機会確保や、外国人学生の国内就職説明会参加、産業界からの講師等の派遣など、産業界との連携が十分に図られているか。

審査項目④ 事業の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及

【計画調書 様式4を中心評価】

事業を実施するに当たり、事業に相応しい体制の整備や強化、情報の公開が図られているかについて、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

●事業の実施に伴う大学の国際化

- 観点① 質の保証を伴った大学間交流の充実・発展のため、実施大学だけでなく国内外の他大学の学生も参加できる取組が設けられるなど柔軟で発展的なものとなっているか（特に、「スーパークローバル大学創成支援事業」の支援を受けている大学は、そうでない大学と連携することが望ましい。）。
- 観点② 大学の国際化に向けた戦略的な目標等において、事業の意義及び方向性を明確に位置づけるとともに、相手大学も含めた組織的・継続的な教育連携を実施する体制の構築が図られているか。
- 観点③ 指名した外国人教員や外国人学生とのコミュニケーションを図れる程度の能力を有する事務職員を配置することや、語学等に関する職員の研修プログラムなど、事務体制の国際化と事務職員の能力向上を推進しているか。
- 観点④ 交流にかかる業務が一部の教職員に偏らないよう、事務局機能を強化するなど事業をサポートする全学的体制の充実が図られているか（窓口となる担当部署を設定し、教職員間の情報共有、意思疎通や各種問い合わせへの対応、事業運営上の関係者間の調整を行うなど。）。

●情報の公開、成果の普及

- 観点⑤ 本事業の取組や成果について、ホームページ等による公表の他、報告会、発表会等の場を設けて、学内関係者のみならず他大学や産業界等への普及を積極的に図るものとなっているか。

- 観点⑥ 質を保証する観点や学生の適切な判断・選択に資する観点から、取組の実施状況等や交流プログラムの詳細など必要な情報について、外国語による提供も含め、積極的に情報の発信を行うものとなっているか。
- 観点⑦ 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年6月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信を行うものとなっているか。

審査項目⑤ 事業計画の実現性、事業の発展性、交流プログラムの質の向上のための評価体制

【計画調書 様式5、6、7（12）、8、9を中心に評価】

※タイプAは様式7、タイプBは様式12

本事業における取組が十分な計画・実績及び適切な資金計画のもと、補助期間終了後の事業の継続・発展も見据えたものとなっているか、また、本事業における取組の質の向上に資する管理運営体制が図られているかについて、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

●事業計画の実現性、事業の発展性（補助期間終了後の継続性を含む）

- 観点① 交流プログラムの実施に向けた海外相手大学との準備として、大学ごとの役割・実施体制の明確化などが十分なされているか。
- 観点② 資金計画が、経費や規模の面で合理的であるか。
- 観点③ これまでの大学の国際化に向けた取組状況が本プログラム実施の上で十分か。
 - ・英語による授業の実施や留学生との交流、海外の大学と連携して学位取得を目指す交流プログラムの開発等による国際的な教育環境の構築
 - ・外国人教員や国際的な教育研究の実績を有する日本人教員の採用や、FD等による国際化への対応のための教員の資質向上（国際公募、年俸制、テニュアトラック制等の実施・導入を含む。）。
 - ・英語のできる国際担当職員の配置、語学等に関する職員の研修プログラムなど、事務体制の国際化。
 - ・厳格な成績管理、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化など、単位の実質化。
- 観点④ 文部科学省の大学教育再生戦略推進費による経費支援を受けて実施し、終了した事業がある場合、事業目的が実現された旨の評価を得ているか。
- 観点⑤ 補助期間終了後も継続的かつ発展的に質の保証を伴った事業が実施されるよう、将来を見据えた計画となっているか。

●評価体制

- 観点⑥ 事業の実施、達成状況を評価し、改善を図るための評価体制が整備されているか。

(タイプB：交流推進・プラットフォーム構築プログラム)

※タイプA：交流推進プログラムにおいて示した審査項目に加え、以下の審査項目に沿つて評点を付す

審査項目⑥ プラットフォーム構築プログラムの内容及び計画の妥当性・実現性

【計画調書 様式10を中心に評価】

プラットフォーム構築プログラムの内容や趣旨が本プログラムの目的と合致し、また、我が国と米国とのC O I L型教育を活用した国際連携の強化につながるようなものとなっているかについて、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

- 観点① 選定後、米国側でプラットフォームを担う米国教育協議会（A C E）と密接に連携しながら、日米のC O I L型教育を活用した大学間交流の促進に取り組むことも見据え、プラットフォーム構築事務局として、必要な体制・環境が整備されているか。
- 観点② ホームページ等を活用しながら、戦略的な国内外への情報の発信やプログラム構築に係る大学間のマッチング等を含めた、我が国における日米のC O I L型教育を活用した大学間交流の促進に資するための計画となっているか。
- 観点③ プラットフォーム構築の実現に当たって、米国大学との大学間交流やオンラインを活用した教育の十分な実績を有しており、事業計画の妥当性、実現性が高いものであるか。

審査項目⑦ 達成目標

【計画調書 様式10を中心に評価】

事業を実施するに当たり設定した達成目標が、事業の内容、規模等を踏まえた適切なものとなっているか、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

- 観点① 国民にとって分かりやすい具体的な目標が設定されているか。
- 観点② アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標が設定されているか。
- 観点③ C O I L型教育を活用した米国との大学間交流に取り組む我が国の大学数の増加、拡充など横展開に関する適切な目標が設定されているか。
- 観点④ F D、S Dの実施数、参加人数等質の向上に関する適切な目標が設定されているか。

審査項目⑧ 事業計画の実現に向けた準備状況、資金計画の合理性等

【計画調書 様式9、11、12、13を中心に評価】

本事業における取組が十分な計画のもと、合理的な資金計画等に基づいたものとなっているかについて、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

- 観点① 資金計画が、経費や規模の面で合理的であるか。
- 観点② 補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業が実施されるよう、将来を見据えた計画となっているか。
- 観点③ 文部科学省の大学教育再生戦略推進費による経費支援を受けて実施し、終了した事業がある場合、事業目的が実現された旨の評価を得ているか。

(4) 合議審査

書面審査結果をもとに、審査要項「1. 審査の基本方針」を踏まえ、下記＜表1＞のとおり、面接審査実施対象を選定する。

＜表1＞

区分	評価
○	面接審査を実施する。
×	面接審査を実施しない。

2. 面接審査

(1) 面接審査の評点

面接審査は、大学の世界展開力強化事業面接審査実施要領に基づき、実施することとする。なお、その際、書面審査でのコメント等を参考に、下記＜表2＞の5段階の評点を付す。

＜表2＞

評点区分	評価
a	非常に優れている。
b	優れている。
c	妥当である。
d	やや不十分である。
e	不十分である。

(2) 面接審査結果に基づく合議審査

面接審査終了後、審査要項「1. 審査の基本方針」を考慮に入れた上で、優先順位を付した選定候補（案）を決定する。

II. 大学の世界展開力強化事業プログラム委員会における審査

審査部会から審査結果の報告を受けた後、審査要項「1. 審査の基本方針」を考慮に入れた上で、合議による審議を行い、下記＜表3＞により選定候補とする事業計画を決定し、文部科学省に推薦する。

＜表3＞

区分	評価
○	選定候補とする。
×	選定候補としない。

(別紙)

書面審査の評点の取扱について

大学の世界展開力強化事業審査基準等に基づく、書面審査における評点の取扱については、以下のとおりとする。

【評点の基本的考え方】

- 審査を担当する事業計画の各審査項目に付す評点（a～e）の配分については、書面審査担当件数の30%を目安に「a」または「b」の評点を付すものとする。ただし、担当件数が極少数であるなどの場合においては、この限りではない。
- 5段階評価の評点区分（a、b、c、d、e）については、以下のとおり点数換算する。

評点区分	評価	点数換算
a	非常に優れている。	5点
b	優れている。	3点
c	妥当である。	2点
d	やや不十分である。	1点
e	不十分である。	0点

- 各審査項目については、その重要性に鑑み、項目毎に係数を掛けて評点に重み付けをする。

(タイプA：交流推進プログラム)

【90点満点】

審査項目	係数	a	b	c	d	e
① 質の保証を伴った交流プログラムの目的と内容	6.0	30	18	12	6	0
② 達成目標	3.0	15	9	6	3	0
③ 外国人学生の受け入れ及び日本人学生の派遣のための環境整備	3.0	15	9	6	3	0
④ 事業の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及	3.0	15	9	6	3	0
⑤ 事業計画の実現可能性、事業の発展性、交流プログラムの質の向上のための評価体制	3.0	15	9	6	3	0

(タイプB：交流推進・プラットフォーム構築プログラム)

※プラットフォーム構築部分【60点満点】

審査項目	係数	a	b	c	d	e
⑥ プラットフォーム構築プログラムの内容及び計画の妥当性・実現性	6.0	30	18	12	6	0
⑦ 達成目標	4.0	20	12	8	4	0
⑧ 事業計画の実現に向けた準備状況、資金計画の合理性等	2.0	10	6	4	2	0